

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都港区芝浦一丁目13番10号
氏 名 大興運輸倉庫 株式会社
代表取締役 片山 饒

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事

上田 清司



許可の年月日 平成29年 4月25日

許可の有効年月日 平成33年12月 1日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（※）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（※）、がれき類（※）、ばいじん 以上14種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥（廃乾電池等によるものに限る。）、廃油（廃乾電池等によるものに限る。）、廃アルカリ（廃乾電池等によるものに限る。）、廃プラスチック類（廃蛍光灯、廃乾電池、廃体温計等によるものに限る。）、金属くず（廃蛍光灯、廃乾電池、廃体温計等によるものに限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃蛍光灯、廃体温計等によるものに限る。） 以上6種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

施設等の所在地

埼玉県戸田市氷川町三丁目6573番 以上1筆（面積1,196.69m²）に限る。

保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

(1) 収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる施設及び場所で行うこと。

(2) 廃蛍光灯の保管は、密閉した状態で行い、施設外に飛散流出させないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
昭和51年12月18日	指令環第1412号	新規許可
平成20年 8月12日	—	変更届（住所）
平成21年 2月 9日	指令産廃第1378号	変更許可（「除く」3種類の追加）
平成23年11月28日	指令産廃第779号	変更許可（「除く」7種類及び石綿含有産業廃棄物追加）
平成29年 4月25日	指令中環第206号	更新許可

5. 積替え許可の有無 ~~有~~ ・ 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 ~~有~~ ・ 無

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
汚泥（廃乾電池等によるものに限る。）、廃油（廃乾電池等によるものに限る。）、廃アルカリ（廃乾電池等によるものに限る。）、廃プラスチック類（廃蛍光灯、廃乾電池、廃体温計等によるものに限る。）、金属くず（廃蛍光灯、廃乾電池、廃体温計等によるものに限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃蛍光灯、廃体温計等によるものに限る。） 以上6種類	25.0m ²	3.0m (屋内)	75m ³ (オープンドラム缶200ℓ×5 ケミカルドラム缶200ℓ×5 ポリ容器20リットル×10 段ボールケース50本×100個)

(以下余白)